

農地中間管理事業

令和6年度 借受希望者（受け手）の募集について

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）は、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、農地所有者から農地を借り受け、集積・集約化を目指す意欲的な農業者に農地を貸し付ける公的な団体です。

つきましては、下記のとおり、**農地の借受希望者を募集**します。希望される方は、「農用地等の借受希望申込書」（以下、「借受申込書」という。）を、サポートセンター（または借受希望農地所在の市町村担当窓口）あてに提出してください。

借受申込書の有効期間は、毎月25日までにサポートセンターが受理した分は、その翌月1日から**2年間**です。

なお、**新たに農業を始められる方**は、まず、「**農業担い手ワンストップ窓口(奈良県担い手・農地マネジメント課、農林(農業)振興事務所)**」にご相談ください。また、**家庭菜園などをお考えの方については、受理できません**ので、ご承知おきください。

記

(1) 募集期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月25日（火）まで

(2) 借受申込書の有効期間

毎月25日までにサポートセンターで受理した借受申込書の有効期間は、翌月1日から2年間で、毎月26日から月末までに受理した借受申込書の有効期間は、翌々月1日から2年間です。

借受申込書の受理日	借受申込書の有効期間
毎月1日～25日	翌月1日から2年間
毎月26日～月末	翌々月1日から2年間

(3) 募集地域 奈良県内の39市町村

※ 各市町村の募集区域の詳細は別紙参照（地域計画が策定された区域を除く）

(4) 対象者

- ① 認定農業者（個人・法人）
- ② 認定新規就農者（個人・法人）
- ③ 集落営農法人
- ④ その他の農業者（個人・法人）
- ⑤ 新規参入者（個人・法人）

※新規参入者(個人・法人)の方については、まず、「農業担い手ワンストップ窓口(奈良県担い手・農地マネジメント課、農林(農業)振興事務所)」にご相談ください。(https://www.pref.nara.jp/10497.htm)

(5) 借受申込書の提出方法

- ① サポートセンターには、郵送または持参で提出ください。また、市町村担当窓口には持参で提出してください。(持参の場合は、サポートセンター、市町村窓口とも、土日祝を除く9:00~16:00に受け付けます。)
- ② 借受申込書は、サポートセンターのホームページから印刷いただくか、またはサポートセンターで配付しています。

(6) 募集の留意事項等

- ① 借受希望区域が変更(追加)となる場合は、再度の応募が必要です。
- ② 提出いただいた申込書は返却いたしません。なお、記載内容について電話等で確認させていただく場合がありますので、応募者で控えを取っておいてください。
- ③ 借受希望の有効期間内に、再度借受申込書の提出があり受理した場合、前回の借受希望内容は、無効になりますのでご注意ください。
- ④ 借受希望者に対し、必要に応じ面談を行います。

(7) その他

借受希望者は、農業経営を行おうとする担い手農業者等を対象としていますので、家庭菜園などをお考えの方からは、借受申込書を受理できません。

- ◎ 応募についてのご質問や、その他、農地の貸借に関するご質問は、下記までお問い合わせください。
- ◎ 農地中間管理事業の詳細は、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターのホームページ <http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/> でご確認ください。

◇◆ ◆◆ お問い合わせ先・借受希望申込書の提出先◇◆ ◆◆
公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター
〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町53番地
TEL.0744-21-5020 FAX0744-29-8125
E-mail narakennougyoukousya@eos.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>